

令和7年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進支援事業に係る要望調査の概要

1 趣旨

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等を支援するため、要望調査を実施します。

2 要望調査対象事業

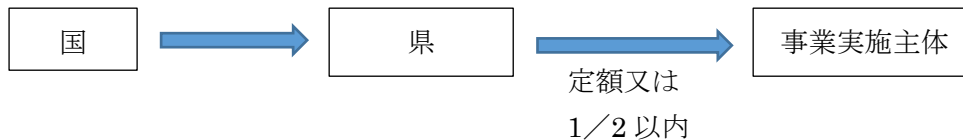
事業の詳細については、現行の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」という。）を参考にしてください。

なお、本交付金の概要については、国の予算の調整等により内容が変更することがあります。

事業内容	<p>① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>② 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>③ 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組</p> <p>④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p> <p>⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p> <p>※事業実施期間は上限2年間とする。ただし、①～⑤の複数の取組を実施する場合であっても、上限2年間とする。</p> <p>※①～④の取組にあつては、事業の実施と併せて取組に必要な施設（耐用年数が3年以下のものに限る。）の整備を実施できるものとする。</p>
事業実施主体	<p>・①～④の取組について 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体</p> <p>・⑤の取組について 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム</p>
交付率及び助成額	<p>・①～④の取組について</p> <p>(ア) 交付率は、1/2以内とする。</p> <p>(イ) 事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、①から④までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合であっても、500万円とする。</p>

	<p>(ウ) ⑤の取組と併せて行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p> <p>(エ) 事業と併せて行う施設整備に係る助成額の上限は、施設の整備以外の助成額よりも低い額とする。</p> <p>・⑤の取組について</p> <p>(ア) 交付率は、定額とする。</p> <p>(イ) 事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>(ウ) ①から④までの取組と併せて行う場合にあつては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p>
<p>主な採択基準</p>	<p>① 事業実施主体が市町村である場合は、当該市町村が市町村協議会（農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの。以下同じ。）を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。</p> <p>② 事業実施主体が市町村協議会である場合にあつては、当該協議会を組織する市町村が市町村戦略を定めていること。</p> <p>③ 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、実施要領別記2-1の第3の1の（1）で策定する事業実施計画に記載された事業の内容が、市町村戦略に基づいて行われる取組であること。</p> <p>④ 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合にあつては、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。</p> <p>⑤ 実施要領別記2-1の第3の1の（1）で策定する事業実施計画に記載された事業内容について、自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了した取組と重複する取組が含まれる場合にあつては、当該重複する取組は交付対象外とする。</p> <p>⑥ 上記「事業内容」の①～④の取組において施設整備（耐用年数が3年以下のものに限る。）を実施する場合にあつては、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすものであること。</p> <p>(ア)事業実施計画において施設の利用計画（以下「利用計画」という。）を作成していること。また、施設が事業の用途に必要なかつ適切な規模であること。</p> <p>(イ)事業実施計画に沿って適切に、かつ、耐用年数の期間にわたり施設の利用及び管理がなされると認められること。</p>

	<p>(ウ)用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費が、事業の対象経費となっていないこと。</p> <p>(エ)建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく許可等、行政庁の許認可等を要する場合には、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、当該許認可を得ることが確実にあること。</p> <p>⑦ 人件費を計上する場合には、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。</p>
--	--



3 提出物及び期限

- (1) 事業要望調書（別紙「調査様式」）の提出

提出期限：令和 6 年 10 月 31 日（木）

- (2) 農山漁村発イノベーション推進支援事業実施計画書（実施要領の別記 2-1「別紙様式第 1 号」）の提出

提出期限：令和 6 年 11 月 29 日（金）

※現行の農山漁村振興交付金に関する実施要領・交付等要綱・配分基準は、農林水産省の令和 7 年度予算の動向や、要領等の改正により変更されることがあることから、現行の実施要領に定める各様式により作成・提出してください。

4 事業実施主体、支援対象経費、採択基準、事業実施上の留意事項

- (1) 現行の農山漁村振興交付金に関する実施要領・交付等要綱・配分基準（※）は、農林水産省の令和 7 年度予算の動向や、要領等の改正により変更されることがあります。農山漁村発イノベーション推進支援事業については、現行の農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のメニューであることから、実施要領等については下記を参考としてください。

※農林水産省ホームページ：農山漁村振興交付金のうち「農山漁村発イノベーション対策」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/>

- (2) 提出された事業実施計画書に基づき、応募者に対して県がヒアリングを行います。（12～1月の間に実施予定。）必要に応じて、追加資料の要求、計画書の修正、所要額の減額等を行うことがあります。

- (3) 農林水産省による要望調査は例年2月に行われ、4月以降に配分予定です。
- (4) 交付金の配分は、本交付金の配分基準に基づきポイントを算定し、ポイントが上位の実施計画から、予算の範囲内で順に要望額に相当する額が配分されます。

5 お問い合わせ先及び応募書類の送付先

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL : 017-734-9456 FAX : 017-734-8086

E-mail shyokusangyo@pref.aomori.lg.jp